

「福岡市インターネット口座振替受付サービス業務」

提案競技説明書

令和8年10月14日

福岡市財政局財産有効活用部財産活用課

「福岡市インターネット口座振替受付サービス業務」にかかる提案競技は、この説明書によるものとする。

1 公示開始日

令和8年10月14日（水）

2 提案競技に付する事項

(1) 業 務 名 福岡市インターネット口座振替受付サービス業務

(2) 履行期間 契約締結の日（令和9年4月1日予定）から令和10年3月31日まで
※契約締結後、運用に係る準備を行い、令和9年10月1日から運用開始。
※令和10年度以降は、当該業務の履行状況が良好であった場合に限り、
次年度も随意契約の相手方とすることができる。ただし、当初契約か
ら5会計年度（令和14年3月31日）を限度とする。

(3) 履行場所 福岡市財政局財産有効活用部財産活用課

3 募集内容、仕様、その他詳細

福岡市インターネット口座振替受付サービス委託仕様書（以下、「仕様書」）のとおり

4 契約上限価格

5,492,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 提出先及び連絡先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

財政局財産有効活用部財産活用課債権管理推進係（市役所10階）

電話番号：092-707-3097（直通）／FAX 番号：092-711-4833

メールアドレス：zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp

6 スケジュール

募 集 開 始 （ 公 示 ）	令和8年10月14日（水）
質 問 書 提 出 期 限	令和8年10月21日（水）17時まで
質 問 書 回 答	令和8年10月23日（金）まで
参加申込書提出期限	令和8年10月28日（水）17時まで
参加辞退届提出期限	令和8年11月6日（金）17時まで
提 案 書 提 出 期 限	令和8年11月10日（火）17時まで
提案書プレゼンテーション	令和8年11月25日（水）予定
最 優 秀 提 案 者 決 定	令和8年11月26日（木）以降
契 約 締 結	令和9年4月1日（木）予定

7 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

（1）地方自治法施行令第167条の4に該当する者ではないこと。

（2）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

（3）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（4）市町村税を滞納していない者であること。

（5）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（6）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（7）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体の構成員又は第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者ではないこと。

（8）情報セキュリティに関する公的資格を有していること。または、資格同等の情報セキュリティ対策を実施していることを証明できること。

（9）提案競技を複数の事業者で共同参加する場合は、各共同参加者が(1)～(8)を全て満たし、本調達への単独又は他の共同参加を行っていないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 参加申請の手続

提案競技への参加を希望する場合は、「7 この提案競技に参加する者に必要な資格」

を確認し、下記（４）提出書類を提出すること。

参加資格を満たすことが確認できた場合は、福岡市より令和８年１０月３０日（金）までに「仮の提案者名（「提案者Ａ」等）」を連絡する。

（１）提出期限

令和８年１０月２８日（水）１７時（必着）

（２）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、土日・祝日を除く１０時から１７時までの間に提出すること。

※郵送の場合は受付期間内に必着すること。

※郵送による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

※郵便事情等により提出期限までに到着しなかったとしても、市は責任を負わない。

（３）提出場所

「５ 提出先及び連絡先」のとおり

（４）提出書類

以下の書類のうち②～④については、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

※共同参加の場合は、それぞれの法人の書類を提出すること。提出の際には①提案競技参加申請書の右下余白に共同参加の相手を記載すること。

① 提案競技参加申請書（様式 Ⅰ-Ⅰ）

② 登記事項証明書

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注２）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有しない者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。なお、証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑤ 委任状（様式 1-2）

注）この提案競技の案件に係る福岡市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。印鑑は法人の届出印（法務局への届出印）を使用すること。

⑥ 誓約書（様式 1-3）

注）代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は法人の届出印（法務局への届出印）を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式 1-4）

注）代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

なお、役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨ 会社概要説明書（事業概要が分かるパンフレット等でも可）

⑩ 情報セキュリティに関する公的資格、または資格同等の情報セキュリティ対策を実施していることを証明できる書類の写し

9 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

提案にあたり疑義が生じた場合は、「5 提出先及び連絡先」に示す電子メールアドレスへ、様式 2「質問書」を電子メールにて提出したもののみ受け付ける。

※メールの標題は「(事業者名)【質問書】【福岡市インターネット口座振替受付サービス業務委託】提案競技」とすること。

(2) 質問受付期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで

(3) 回答の方法

回答は令和 8 年 10 月 23 日（金）までに、下記の福岡市ホームページに掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

10 提案競技参加の辞退

提案協議参加申込書等を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記のとおり参加辞退届を提出すること。

(1) 提出期限、提出方法

令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時までに、電子メールで提出すること。

(2) 提出書類

参加辞退届（様式 3）

11 提案書等の提出

(1) 提案競技説明書（本紙）等の配布

① 期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）から令和 8 年 10 月 28 日（水）17 時まで

② 入手方法

福岡市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）から入手すること。

※HOME>経済・産業・ビジネス>契約・入札・公募>契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）>福岡市インターネット口座振替受付サービス業務に係る提案競技の実施について

(2) 提案書提出について

① 提出期限

令和 8 年 11 月 10 日（火）17 時必着

② 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

③ 提出方法

持参又は郵送。あわせて、データを電子メールで提出すること。

※持参の場合は、土日・祝日を除く 10 時から 17 時までの間に提出すること。

※郵送の場合は受付期間内に必着すること。

※郵送による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

※郵便事情等により提出期限までに到着しなかったとしても、市は責任を負わない。

※提出データは PDF（文字の検索・選択が可能なもの）とする。副本データは本文のほか、ファイルのプロパティ（作成者名等）にも事業者名が残らないよう注意すること。

※メールの標題は「（事業者名）【提案書等】【福岡市インターネット口座振替受付サービス業務委託】提案競技」とすること。

※メール送信後、提出の旨を「5 提出先及び連絡先」に記載の電話番号に連絡すること。

④ 提出場所

「5 提出先及び連絡先」のとおり

⑤ 提出書類

提案書

※提案書の作成にあたっては、「12 提案書の作成」を必ず参照すること。

12 提案書の作成

仕様書に基づき、以下に従って提案書の作成を行うこと。提案競技参加者は、1社につき1つの提案（共同参加の場合は、共同で1つの提案）しか行うことができない。

すべての書類について、正本以外は提案事業者（事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにしたうえで、当方から知らせる仮の提案者名（「提案者A」等）を記載すること。

(1) 提案書に記載すべき内容

① 見積額

令和9年度（契約締結の日～令和10年3月31日）にかかる導入経費と運用経費の見積額（税抜き）をそれぞれ記載すること。なお、見積りにあたっては、契約書（案）の別表にある予定数量をもとに積算を行うこと。

ただし、見積額が「4 契約上限価格」に記載の金額を超えていた場合は、その他の項目の得点に関係なく、失格とする。

② 同様もしくは類似する業務の契約実績

行政機関及び民間企業での同様もしくは類似する業務の契約実績について、発注者、契約期間、業務範囲等を具体的に記載すること。

③ 申込者の利便性

ア. 受付完了までのフローを記載の上、入力負担の軽減策（複数債権の同時申込時に重複項目の入力を省略する仕組み、画面遷移の最少化の仕組み等）について記載すること。

イ. 誤入力を防止する仕組み（入力文字数指定等の入力規則の設定、プルダウンリスト等の入力方法の設定、空メール送受信によるメールアドレス確認等）について記載すること。

ウ. 申込者からの問合せを減らす仕組み（申込者宛申込受付完了メールの送信、入力画面に合わせたアラート表示、受付完了に至らなかった申込者への案内等）について記載すること。

④ 福岡市の利便性

ア. 最大項目数、最大文字数、使用可能文字、選択式の入力方法（プルダウンリスト等）等、入力フォームの仕様について記載すること。

イ. 福岡市が口座振替等受付結果を確認する方法、提供されるデータの仕様（内容、ファイル形式、科目毎のファイル分割可否等）について記載すること。

ウ. 福岡市が確認する口座振替等受付結果の提供頻度、データの保存期間、再提供の可否（可能な場合は、必要となる手続き・日数・費用）について記載すること。

エ. 口座申込受付完了時等、福岡市宛にメール等が届く仕組み及びその仕様（内容、頻度、科目毎の配信先設定可否等）について記載すること。

オ. その他

福岡市の事務負担軽減に寄与する仕組み、体制、提案等があれば記載すること。（市がGW事業者と別契約する必要がない、市が対象金融機関と個別契約する必要がない等）

⑤ リスク管理及びトラブル発生時の対応

ア. 業務の安定性を確保する仕組み（災害に備えた仕組み、システムトラブル時の体制等）について記載すること。

イ. 個人情報保護及び秘密保持に関して、情報セキュリティ対策など、事業者が取り組んでいる内容について記載すること。

⑥ その他保守等

ア. 申込み受付サイトに関する申込者、福岡市からの問い合わせに応じる体制（組織、対応時間等）について記載すること。

イ. 申込み受付サイト内の変更（入力項目の追加・削除、申込み受付画面の案内文やプルダウンリストの変更等）について柔軟な対応が可能か。対応に要する手続き、日数、費用について記載すること。

ウ. 徴収項目、担当部署、入力項目の追加削除について柔軟な対応が可能か。対応に要する手続き、日数、費用等について記載すること。

⑦ その他提案

(2) 項目毎の配点について

項 目	配 点
① 見積額	10点
② 同様業務もしくは類似する業務の契約実績	15点
③ 申込者の利便性	35点
④ 福岡市の利便性	55点
⑤ リスク管理及びトラブル発生時の対応	15点
⑥ その他保守等	30点
⑦ その他提案	10点
合 計	170点

(3) 提案書様式、体裁

① 用紙サイズはA4 版縦使い、横書き、左綴りを基本とするが、図面等でこれにより難しい場合は、A4 版横使いでも可とする。

② 提案書は「12 提案書の作成」を参考に作成すること。なお、項目の順番は変更しないこと。

③ 提案内容は全て提案書に記述すること。プレゼンテーションにおいてのみ提案された内容は、審査の対象にならない。

- ④ 提出期間以外（プレゼンテーション当日含む）は、提案資料の追加はできない。
- ⑤ 提案書は全て片面で作成するものとし、全体で 20 ページ以内（表紙・目次を含まない）とする。また、製本等はせずに、クリップ等の簡易な方法で留めて提出すること。
- ⑥ 提案書の表紙の次に目次を作成し、それ以降の頁に 1 から頁番号を記載すること。

13 提案内容説明会（プレゼンテーション）及び質疑応答

提案書の提出後、提案競技参加者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行う。

(1) 実施日(予定)

令和 8 年 11 月 25 日（水）

(2) 実施場所(予定)

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 市役所 10 階 1002 会議室

(3) 提案時間

各社 20 分程度（提案書説明 10 分、質疑応答 10 分程度を予定）

※当日の参加者数の状況によっては、提案時間、質疑応答時間が変更となる可能性がある。

(4) 各社の開始時刻は、令和 8 年 10 月 30 日（金）以降文書(電子メール)にて連絡する。

(5) 注意事項

出席者は 1 社あたり 3 名程度とし、提案内容について主として説明される方は 1 名（共同参加の場合は 3 名まで）とする。その後の質疑応答で、適宜発言することは問題ない。

当日、会場にモニター（65 インチ）及び HDMI ケーブルを設置する。使用を希望する場合は、接続に必要なパソコンや変換アダプタ等を各自持参すること。設営及び撤収時間は各 5 分以内で行うこと。

14 審査、選出方法

(1) 審査

提案競技参加者から提出された提案の審査は、福岡市が設置する福岡市インターネット口座振替受付サービスに係る事業者選定委員会にて行い、最優秀提案を選出する。

(2) 審査結果

審査結果（選出または非選出）は、全ての提案競技参加者へ令和 8 年 11 月 26 日（木）以降に文書（電子メール）にて通知するとともに、福岡市ホームページにて公表する。

(3) 非選出理由説明要求

非選出者は、文書（様式自由）によってその理由の説明を求めることができる。

① 提出期間

令和 8 年 11 月 26 日（木）から令和 8 年 12 月 3 日（木）

② 提出先

「5 提出先及び連絡先」のとおり

③ 提出方法

電子メール

※メールの標題は「(事業者名)【非選出理由説明要求】【福岡市インターネット口座振替受付サービス業務委託】提案競技」とすること。

15 契約

審査結果通知後速やかに、最優秀提案者と協議を行い、契約条件などで合意に至り次第、契約を行う。最優秀提案者と契約に至らなかった場合には、次点の提案者と契約を前提に協議を行う。

令和10年度以降は、当該業務の履行状況が良好であった場合に限り、次年度も随意契約の相手方とすることができる。ただし、当初契約から5会計年度（令和14年3月31日）を限度とする。

16 留意事項

- (1) 提案書の提出期限までに提案書を提出しなかった場合は、提案競技参加を辞退したものとみなす。
- (2) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提案書等の書類は一切返却しない。なお、当該提出書類を提案競技参加者に無断で使用することはない。
- (4) 交付した書類は、提案書作成以外の目的に利用することはできない。
- (5) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (6) 選定された提案は、福岡市との協議により内容の変更を求められることがある。
- (7) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開することがある。
- (8) 提案競技において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語並びに日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。